



八 監 第 2 0 0 号

令 和 3 年 8 月 6 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和元年度監査（上下水道局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和2年8月17日付け八監第180号により提出した令和元年度監査（上下水道局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
上水道課	指摘事項	<p>1 土地賃貸借契約について</p> <p>【所見】</p> <p>八千代台浄水場の深井戸第6号に係る土地賃貸借契約について、翌年度以降の支出を義務付ける複数年契約を締結しているため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為として予算に定めるか、同法第234条の3の規定による長期継続契約として、翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の解除条項を設けた契約書を作成する必要がある。</p> <p>しかしながら、当該契約は債務負担行為として予算に定められておらず、また、長期継続契約として翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合の解除条項を設けた契約書も作成されていなかった。</p> <p>今後は、適切な契約事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>八千代台浄水場の深井戸第6号に係る土地賃貸借契約については、令和3年6月1日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約として、翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の解除条項を設けた覚書を締結いたしました。</p>